

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第23号

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(昇給)

第1条 京都市職員給与条例施行細則第13条第5項第3号に規定する別に定める年齢は、57歳とする。

第2条中「給与条例」を「京都市職員給与条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育長が定める。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)